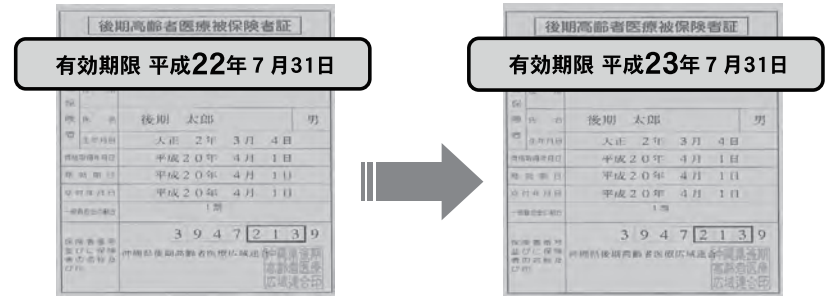


# 長寿医療(後期高齢者医療)制度

被保険者の皆様へ

平成22年8月から  
被保険者証が切り替わります  
(有効期限が平成23年7月31日となります)



- ◆新しい被保険者証は、7月下旬までに、郵送致します。  
(保険料の納め忘れのある方につきましては窓口交付となります)
- ◆8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。
- ◆被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

＜お問い合わせ＞ 福祉部 健康推進課 ☎945-4791(内線152)

## 7月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
7.4	日	住民健診	未受診者	中央公民館	ホール	9:00～10:00
7.8	木	3歳児健診	H19.3.6～H19.4.7生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室	13:30～14:15
7.11	日	あがりティードウォーキング	関心のある方	あがりティード公園		8:00～
7.15	木	1歳半健診	H20.11.17～H20.12.14生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
7.16	金	子宮がん・乳がん検診	子宮がん：20歳以上の方 乳がん：40歳以上の方	中央公民館	ホール	13:30～14:30
7.21	水	子宮がん・乳がん検診	子宮がん：20歳以上の方 乳がん：40歳以上の方	中央公民館	ホール	13:30～14:30
7.22	木	DT	小学校6年生	中央公民館	ホール・控室	14:00～15:00
7.25	日	乳児健診(午前)	H21.8.30～H21.10.24生まれ	社会福祉センター	全館	9:00～10:30
7.25	日	乳児健診(午後)	H22.3.1～H22.4.24生まれ	社会福祉センター	全館	13:00～14:30
7.26	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:00
7.29	木	MRⅢ・Ⅳ期	中学1年生・高校3年生	中央公民館	ホール	13:45～15:00
8.4	水	ベビースクールⅠ	H22.2.3～H22.4.4生まれ	中央公民館	調理・和室	13:30～
8.5	木	3歳児健診	H19.4.8～H19.5.1生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室	13:30～14:15
8.8	日	あがりティードウォーキング	関心のある方	あがりティード公園		8:00～

◆お問い合わせ◆ 福祉部 健康推進課 ☎945-4791 fax 944-6554

## 年金についてのお知らせ 22年度一般免除・若年者納付猶予受付開始!

国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の全額または一部が免除される制度、30歳未満の人のために保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。保険料が免除・猶予された期間は、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入され、免除された期間は将来の老齢基礎年金にも減額はされるが、受給資格期間には算入されません。

※保険料一部免除の場合は、減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いとなります。

(例えば、月額15,100円ですので1/4免除該当の場合は11,330円の保険料を納めることになります。)

持ってくるもの

- 1 年金手帳
- 2 印鑑
- 3 失業の場合、雇用保険受給資格者証または離職票の写し
- 4 平成22年1月2日以降転入の場合、平成22年度の所得証明書

- 5 代理申請の場合は、委任状(同一世帯でない場合)及び申請者の身分証明書(免許証、健康保険証等)

※平成21年度(H21.7～H22.6)の一般免除・若年者納付猶予の受付期限は、平成22年7月31日までです。まだ申請をされていない方は、早めに手続きをしてください。

### ◆7月は障害基礎年金定時届の提出月です◆

障害基礎年金の受給者で、障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金受給権者(年金コード2650)、20歳前に障害になられた方(年金コード6350)は、所得制限が設けられています。所得確認のために、7月上旬に受給権者所得状況届が送付されますので、7月31日までに福祉部福祉課に提出するようにお願いします。提出が遅れた場合、年金の支給が停止になることもありますのでご注意ください。

※平成22年1月2日以降に転入された方は、平成22年度の所得証明書も必要です。

お問い合わせ:福祉部 福祉課 社会福祉係 ☎945-5311(内線121)

## 負担の公平を徹底するため滞納整理班が始動

「みんながささえる町財政」の大切さは広く理解され協力してもらっていますが、納期限内に納めてもらえないときがあります。

未納が長期化することは、町民負担の公平を損ないます。

町では、このような不公平を防止するとともに、効果的・効率的な徴収事務の推進をめざし、新たに5月に滞納整理班を設置しました。

滞納整理班では、納税・納付を再三お願いしても、

納めてもらえず、長期の滞納となっている事案を専門に受け継ぎ、徴収事務を行います。

具体的には、滞納整理班から順次文書を発送し、それでも放置する人については、法律の手続きに従って、財産を差し押さえたりしたうえで、売却し、滞納分に充当する予定です。

このような強制的な徴収手続きは、負担の公平を実現するのに、やむを得ない措置と考えています。みなさんの理解と協力をお願いします。

お問い合わせ:総務部 税務課 徴収・収納係内 滞納整理班 ☎945-4729(内線146)

## 平成22年度 固定資産税2期分の納期限は、8月2日(月)です。

お忘れのないよう、よろしくお祈りします。

町税の納付は口座振替を利用すると便利です。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

なお、町税の納付が遅れた場合は、督促・延滞金が加算されますのでご注意ください。

納税は国民の三大義務のひとつです。滞納が続きますと差押等を行う場合があります。

### 平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
固定資産税		4月30日	8月2日	12月27日	平成23年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ:総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729